

# 誠実交渉指針の検討用資料

(標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会)

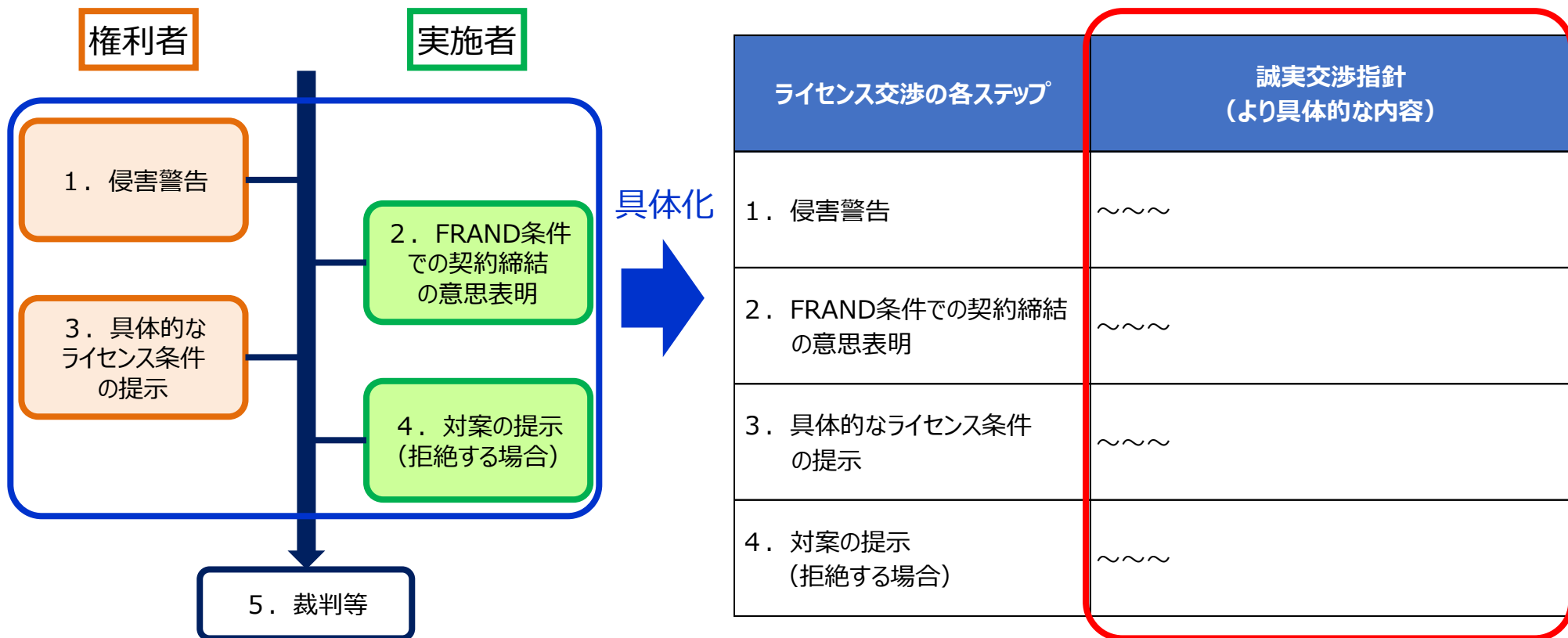
令和3年2月

# ライセンス交渉の各ステップで取るべき対応

# ライセンス交渉の各ステップで取るべき対応

- 誠実交渉指針の策定に資する情報として、ライセンス交渉の各ステップにおける対応について、国内外の企業へのヒアリングを実施し、その意見を整理。また、参考として、関連する主な裁判例・政策文書等も整理。
- 企業ヒアリングの結果（非公開）を踏まえ、誠実交渉指針において規定される、ライセンス交渉の当事者が取るべき対応について、交渉のステップ毎に複数の対応案を作成。

## 【ライセンス交渉の各ステップを具体化した誠実交渉指針のイメージ】



# ステップ1. 侵害警告【権利者】

## 【対応案】

提示すべき内容		対応案A	対応案B-1	対応案B-2	対応案C
【1】 対象特許の特許番号のリスト		○	○	○	○
【2】 対象特許のFRAND宣言の有無		○	○	○	○
【3】 対応する規格番号		○	○	○	○
クレーム チャート	【4-1】 特許請求項と規格の対応 (構成要件毎。件数が多い場合は代表的な特許)		○	○	
	【4-2】 特許請求項と侵害製品の対応 (構成要件毎。件数が多い場合は代表的な特許)				○
	【4-3】 特許請求項と規格の対応 (【4-1】) を提供 する際に、それをNDAの対象にすることの要否 (要○、不要×)		○	×	
【5】 侵害行為・侵害製品		○	○	○	○

## (参考) SEPに関するクレームチャートの例

- 対象特許の請求項と規格を構成要件毎に対応させたクレームチャートの例は、以下の通り。

### 【SEPのクレームチャートの例】

特許4642898号(請求項1)

3GPP TS 25.322 V6.9.0

移动通信システムにおけるデータを送信する方法であつて、

1 Scope

The present document specifies the Radio Link Control protocol for the UE-UTRAN radio interface.

Features for the current Release:

...

- Unacknowledged mode.

上位階層からサービスデータユニット(SDU)を受信し、

4.2.1.2.1 Transmitting UM RLC entity

The transmitting UM-RLC entity receives RLC SDUs from upper layers through the UM-SAP.

前記SDUが一つのプロトコルデータユニット(PDU)に含まれるか否かを判定する段階と、

4.2.1.2.1 Transmitting UM RLC entity

...

The transmitting UM RLC entity segments the RLC SDU into UMD PDUs of appropriate size, if the RLC SDU is larger than the length of available space in the UMD PDU.

(以下略)

## ステップ2. FRAND条件での契約締結の意思表示【実施者】

### 【対応案】

提示すべき内容		対応案A	対応案B	対応案C	対応案D
【1】 無条件に、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を表明		○			
【2】 前提条件の下で、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を表明			○	○	○
前提条件 (必要な場合)	【3-1】 必須性・有効性、侵害該当性を争うこと		○	○	○
	【3-2】 ライセンス交渉の過程で権利者が提示した情報を、当該交渉に必要な範囲でサプライヤに開示すること			○	○
	【3-3】 自社ではなくサプライヤがライセンスを受けること				○

### 【前提条件の下で、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を表明するイメージ（例：対応案B）】

私は、侵害通知を受けた特許について、必要に応じてその必須性・有効性・侵害該当性を争うことを前提として、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有している。

### ステップ3. 具体的なライセンス条件の提示【権利者】

### ステップ4. 対案の提示（提示された条件を拒絶する場合）【実施者】

#### 【対応案】

提示すべき内容	対応案A	対応案B
【1】 具体的なFRANDライセンス条件 （ロイヤルティ等）	○	○
【2】 ライセンス条件がFRANDであることの説明 （ロイヤルティ算出方法に加えて、第三者ライセンス、プール料率、 裁判例等の情報を用いて、FRANDであることを客観的に理解できる ように説明）		○

# 本指針の対象となる交渉



## 二者間交渉とパテントプール経由の交渉

- F R A N D 宣言がなされた S E P のライセンス交渉は、以下の 2 つに大別される。

### <二者間交渉>

- 権利者と実施者の間で行われるライセンス交渉。
- 一般にいわゆる誠実交渉義務は、F R A N D 宣言がなされた S E P を保有する（権利行使を行う）権利者が行う交渉に関するものであり、二者間交渉は、本指針の対象とすることが自然。

### <パテントプール経由の交渉>

- 自らは S E P を保有しないパテントプール管理会社と実施者の間で行われるライセンス交渉。  
(注) パテントプール管理会社が関与する場合であっても、同会社が自らが保有する特許について交渉を行う場合は、「二者間交渉」に分類。
  - 実務上は多く現れるものの、交渉手段の 1 つであり、また、パテントプール管理会社としても、権利者との関係で、交渉の自由度は二者間交渉よりも小さいと考えられる。
- これを踏まえると、全てのパテントプール管理会社に対して、二者間交渉と同じ水準の情報提示を求めることは難しいと考えられる。その一方で、プールの中でも、特許リストやライセンス条件を公表しているプールもあれば、そうした情報も公表していないプールも存在するなど、情報提示の水準にはばらつきがある。
  - このため、中間整理報告書におけるパテントプールに関する方向性（パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保）も踏まえ、「パテントプール経由の交渉」については、「本指針も参考にしながら、透明性の確保に努めることが望ましい」旨を指針に記載してはどうか。

### 【誠実交渉指針の対象に関する記載案】

- S E P のライセンス交渉は、権利者と実施者の間で行われるもの（以下「二者間交渉」という）と、権利行使を行わないパテントプール管理会社と実施者の間で行われるもの（以下「パテントプール経由の交渉」という）に大別される。本指針は、二者間交渉を念頭に策定しているが、パテントプール経由の交渉においては、本指針も参考にしながら、パテントプールにおけるライセンス条件等の公表など、透明性の確保に努めることが望ましい。